

平成20年6月25日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

中原洋美

中森辰一

皆川恵史

藤井敏子

馬庭恭子

村上厚子

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しに関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

広島市議会議長名

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しに関する意見書案

今年4月から始まった後期高齢者医療制度に対して、国民の怒りと批判の声が沸騰しています。この制度の開始を前後して、広島県老人クラブ連合会を始め全国の高齢者が怒りと強い批判の声を上げ、広島県医師会など27に上る都道府県医師会、さらに地域医師会が実施反対と不協力の声明を発表するなど、医療を受ける側、医療を提供する側双方を上げて反対の声がますます強まっています。

政府は、後期高齢者医療制度への余りに強い国民の反発に驚き、これまで被用者保険の被扶養者であった高齢者からの保険料徴収を延期する手直しを行い、今また低所得者の保険料の軽減をするなどの手直しをせざるを得ない状況にあります。しかし、飽くまでも「制度の骨格は間違っていない」として部分的な手直しで切り抜けようとしています。

しかし、一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を自動的に引き上げる仕組みになっており、団塊の世代が加入するころには、保険料は今の2倍以上になると言われています。

さらに、75歳という年齢で区切って医療内容も別建ての制度にしたこと、医療が必要な人が多い75歳以上の人たちであるのに生活の必要から保険料を滞納すると保険証が取り上げられてしまう仕組みになっていること、制度の運営が広域連合というあいまいな組織になり、住民が直接選ぶ議会ではないので住民の声が届きにくい仕組みになっていることなど、様々な問題があります。

よって、国会及び政府におかれては、後期高齢者医療制度については、部分的な制度の手直しではなく、高齢者の医療の在り方についての国民的な議論を踏まえ、廃止

を含めた抜本的な見直しをされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。